

所得税住民税の諸控除

	所得税	住民税
基礎控除	157,500	120,000
配偶者控除	157,500	100,000
扶養控除 (配偶者控除のない場合)	77,500 1人目だけ95,000 限度額なし	60,000 1人目だけ80,000 限度額なし
青色専従者控除 青色		
白色	150,000	150,000
社会保険料控除	全 額	全 額
生命保険料控除(最高)	37,500	22,500
損害保険料控除(最高)	長期 10,000 短期 2,000	
障害者、老若年者、学生、勤労者、障害者、特別障害者	77,500	70,000
	107,500	90,000

本年も又所得税及び住民税の申告時期がきました。一人残らず三月十五日まで申告してください。

一、所得税について

昭和四十三年中の総所得金額から各種の控除をして、なお所得の

ある人は所得税の確定申告をしなければなりません。所得税の確定申告をする人は住民税、事業税の申告をする必要はありません。

①総所得金額

農業の所得金額の計算は水稲所

所得税・住民税の

申告について



場 役 所
行 刷 所
東 印 刷 所
北 洋 印 刷 所
鴻 東 村 農 業 会 館

得標準、普通畑所得標準、副業所得及び雑収入所得標準に基づき所得金額を算出し、その金額から一般標準外特別経費を差引き、更に専従者控除(青色限度額なし)白色(一人十五万円)をした残りが所得金額となります。

農業所得の場合には総収入金額から営業所得のために支出した経費を差引き、更に専従者がいる場合には専従控除をした残りが所得金額となります。

営業所得申告の際には仕入帳売上帳等の関係帳簿類を必ず持参してください。

②所得税の諸控除

所得税の諸控除所得税の諸控除は別表のとおりです。

二、住民税(村民税、県民税)について

所得税でない人でも、住民税の申告は必ずしてください。申告のない場合各種の控除がうけられない場合があります。

所得の計算は所得税と同じ方法により計算して申告していただくこととなりますが、諸控除については所得税と違った金額になっていますので御注意ください。

三、申告書の受付と納税相談

所得税、住民税とも申告は二月十六日から三月十五日の期間にすればよいことになっておりますが会場及び受付人員の都合もありますので次の日程により申告書の受付と納税相談を行います。

会場は各日とも農業会館です。毎日午前八時半から午後五時まで申告を受け付けいたします。

◎申告受付場所 鴻東村農業会館(午前8時30分~午後5時)

納税相談日割表

日 時	2月 28	3月 1	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	
所得者別	営、事業及びその他所得者				農 業 所 得 者										
区 域	井島横 随方戸	水遠卯五 八之 沢藤原上	大番茨称 原屋鳥名	今国大南 南會根 井見甲 その他三者	井	島	横	水遠	卯五	大番	茨称	今	国大南	整理日	

(注) 所得税対象者でもこの日割表にもとついて行います。期間中は混雑いたしますので日割には必ず申告願います。

◎申告の際には次のものを持参してください

- 一、印鑑
- 二、生命保険の証書、年間の掛金が九千円以上のものは受領証
- 三、国民年金手帳又は収納カード
- 四、臨時雇を標準以上に多く雇入れた場合は、その日時作業内容氏名が明らかに判る農業臨時雇日誌又はこれに類するもの

◎昭和四十三年度の保険税、国民年金の未納のある場合は社会保険料控除の対象になりませんので申告前に必ず完納してください。

たばこは村内で
買いましょう

昭和四十三年度の村たばこ消費税は約六百万円です。この金は村の一般才入となり教育施設、道路整備、住民福祉向上のための財源となり有効に使われます。

お仕事や旅行にお出かけの際はぜひたばこは村内でお買い求めください。

一般標準外特別経費

昭和43年分農業所得標準

種類	区分又は単位	控除金額	摘要
雇人費			1. 年雇、季節雇、臨時雇の区別なく農家の申出により、一般標準に加算された「雇人費」を超過する場合には個々に検討して、一般標準に計算された「雇人費」を超過した金額を控除する。 2. 動力耕耘機の賃料、借入牛馬については「雇人費」として取扱い、相手方について収入に加算する。
動力耕耘機	一般経費に織込みである適用はしない 織込み10a当り (水稲1,255円) 畑 544円 取得価格 × $\frac{9}{10}$ 5年 (償却率.02)		1. 耕耘機の償却除の対象とする所有基準日は原則として6月1日の現況によって控除対象の可否を決定する。 2. 6月1日以降の所得のものについては償却額は月割計算する。 3. 共有する耕耘機の償却については各共有者の持ち分による。
農薬費	1,750		標準織込み超過分を市町村別平均額により水稲面積より特別控除する。
農用自動車 (三四輪)	固定経費1台当 50,000円 比例経費10a当 1,800円		1. 農耕用牛馬を有するものについて農用自動車との使用割合により計算する。 2. 年を途中で購入したものは、月割計算とする。 3. 農業以外の事業等と兼用するものは、使用割合による。
導入資金利子			耕耘機、農用自動車、家畜、農機具資金、施設資金の借入金利子は原則として、概ね年額3万円以上のものについて控除する。
災害減算額	被害面積10a減算額 23,100円 減収量100kg当減算額 10,750円		
土地改良費等水利組合費			土地改良区等の会計単位ごとに是否認調査した是認額を控除する。
生脱こく			実査
動力稲刈機			実査
新築作業場			昭和39年以降に新築したもの。

10a当り

	水	稲	普通畑
災害地反収		374kg	
普通地反収		591kg	
収入金額	78,461円		33,709円
必要経費	16,418円		13,641円
その他の経費	耕耘機 1,255		544
	農薬費 1,750		
計	19,423円		14,185円

差引所得	59,038円	19,524円
------	---------	---------

昭和43年分鑑漕所得標準

	水	稲
普通地反収		392kg
収入金額		51,889円

	必要経費	13,951円
その他の費	耕耘機	1,255円
	農薬費	900円
計		16,106円

差引所得	35,783円
------	---------

副業及び雑収入の所得標準

種類	適用所得金額
乳牛	1. 収入金額の判明する場合 メス仔牛の場合1戸当り 〔収入金+(180kg+220kg)×販売乳の平均単価〕×62.7%-65,660円=所得
牛	2. 販売乳量の判明する場合(収入金が不明で) メス仔牛の場合1戸当り 〔(販売乳量+180kg+220kg)×47円〕×62.7%-65,660円=所得 3. 1.2とも不明の場合58,100円1頭当り

乳牛	販売	オス △ 7,400
仔牛	1頭当り	メス 15,000
肉牛	肉牛1頭当り	40,000円
牛	仔牛 販売 1頭当り	31,000円
豚	肉用豚 1頭当り	3,900円
豚	仔豚 繁殖豚1頭当り	43,000円
養鶏	飼育10羽当り	1,000羽以下 2,900円
鶏	"	1,000羽超 3,000羽未満 3,900円
農協特別分配金		昭和43年中に支払の確定したもの100%

特別経費 { 整地費6,310円
水利費2,940円
土地改良費6,000円 }
計 15,250円

不動産所得税の申告を
土地や家屋を買ったり、家屋の新築、増改築をした人は、地方税法により不動産を取得した日から三十日以内に不動産取得税の申告を行なうよう義務づけられています。不動産取得税の申告の用紙は、村役場または財務事務所にあります。不動産取得税の申告書は、市町村を経由して財務事務所に提出することになっておりますので、役場へお持ちになるか、郵送するかしてください。

固定資産課税台帳の縦覧について
固定資産課税台帳を左記により縦覧に供します。
一、縦覧期間
自昭和四十四年三月一日
至昭和四十四年三月三十一日
二、縦覧場所
滝東村役場